

2010年3月12日  
日 本 銀 行

日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に保有する  
当座預金勘定について

日本銀行は、①国の外国為替資金の運営について、外国為替資金特別会計法等に基づき決済・計理等の事務を委任されているほか、②自らも外貨資産を保有しており、その一環として、外国中央銀行が提供する当座預金勘定や有利子運用サービスを利用しています。

本日、財務省が、『沖縄返還に伴う財政負担に係る文書』及びいわゆる『無利子預金』に関する調査結果について」と題する発表を行いました。この財務省公表資料では、いわゆる「柏木—ジュリック文書」<sup>(注1)</sup>に記載された「無利子預金」に関する調査結果の部分において、上記①の資金だけでなく②の資産についても事実関係が示されています。

日本銀行では、財務省からの関連情報の照会を契機として、②に該当する、日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行（以下 NY 連銀）に保有する当座預金勘定について、同連銀からの資料入手を含め、過去の残高等の調査を行いました。

日本銀行はこれまで、個別取引に関する事項は公表しない扱いとしてきましたが、本件については、NY 連銀の了解を得たうえで、関連情報を次のとおり公表することとしました。

(注1) 大蔵省の柏木雄介財務官と米国財務省のアンソニー・J・ジュリック特別補佐官がサインしたとされる1969年12月2日付けの文書（詳細は、上記の財務省公表資料をご覧ください）。

1. 当座預金残高の推移

- ・別添1のとおり。

2. 「最低限の無利子預入残高」<sup>(注2)</sup>の推移

- ・別添2のとおり、「最低限の無利子預入残高」については、1969年5

月以降、約1万ドルと設定されていたが、1972年8月から1973年1月にかけて、段階的に約5,001万ドルに引き上げられた。その後は、ほぼ同水準で推移（1980年7月に約5,000万ドルに変更）していたが、1999年12月に約300万ドルへと引き下げられた。

（注2）「最低限の無利子預入残高」

NY 連銀は、顧客の当座預金勘定における日中の資金受払の結果として生じた余剰資金について、有利子で運用するサービスを提供している。その際、余剰資金のうち的一定額は、本サービスの対象とされず、当日末の当座預金として残される。この一定額のことを、「最低限の無利子預入残高」という。なお、「最低限の無利子預入残高」には「約」（approximately）が付されており、当日末の当座預金残高が、「最低限の無利子預入残高」を若干下回ることも許容される。

### 3. 「最低限の無利子預入残高」引き上げ・引き下げの経緯

#### （1）引き上げ時の経緯

- ・ 1972年から1973年にかけての「最低限の無利子預入残高」引き上げについては、2009年10月から11月にかけて、外貨資産運用関連や海外取引関連など国際局保管の現用資料、および沖縄返還関連など関係し得ると思われる当時のアーカイブ資料等、合計約120冊を調査したが、その経緯が記載された資料は見当たらなかった。

—— 現在、日本銀行の文書（公文）の管理に関する定め（「公文取扱規程」）では、作成した資料の作成部署における保管期間について、「30年」、「10年」、「5年」、「3年」、「1年」、「1年未満」の各区分を設けているほか、保管期間満了時の保管期間延長、アーカイブ移管等の取扱いが定められている。今回調査対象とした資料のうち、「権利義務に関する重要な公文」の保管期間は原則10年となっている。公文取扱規程は1999年7月に改正されており、旧規程には最長「永久」の保管期間があるが、「権利義務に関する重要な公文」の保管期間は旧規程においても原則10年で変わらない。

- ・ また、当時の日本銀行関係者の多くは既に故人であるが、引き上げ決定に関わったと思われる当時の局長に対し、2009年11月から2010年

3月にかけて可能な範囲で接触し、ヒアリングを行ったところ、「最低限の無利子預入残高」の引き上げ時の経緯については知らないとの回答であった。

## (2) 引き下げ時の経緯

### ① 1980年7月(約5,001万ドル⇒約5,000万ドル)

・1980年当時、NY連銀は、過去様々なタイミングで日本銀行から受けていた当座預金勘定関係の各種指示について、改めて包括的に整理・確認する作業を行っていた。その作業の一環として、1980年4月に、NY連銀から日本銀行に対して「最低限の無利子預入残高」の百万ドル未満の端数を切り捨て、約5,000万ドルに引き下げる提案があり、これに応じる旨の指示を1980年7月に同連銀に伝え、引き下げが行われた。

### ② 1999年12月(約5,000万ドル⇒約300万ドル)

・1998年4月1日に新日本銀行法が施行された直後から、外貨資産に関し、その一層安全かつ効率的な運用を図るといった観点に立った見直しを進めていた。

—— 上記の見直しの結果として、2000年3月には、政策委員会において「本行保有外貨資産の運用基本要領」が制定されている(制定時の公表資料は、別添3)。

—— 従来、外貨資産運用は「バイ・アンド・ホールド(満期償還資金を同種の資産に再投資すること)」を原則としていたが、上記要領においては、①流動性ポートフォリオと投資性ポートフォリオを明確に分けた上で、②後者について、「インデックス運用(ポートフォリオの金利リスクが市場全体の金利リスクから一定限度以上乖離しないよう、市場で機動的に資産入替を行う運用)」等を実施することとなった。

・日本銀行は、日本銀行がNY連銀に保有する当座預金勘定の「最低限の無利子預入残高」について、より効率的な運用の観点から見直せないかと考えていた。1999年7月に、NY連銀との外貨資産運用全般に関する意見

交換の中で、日本銀行が同連銀に保有する当座預金勘定の「最低限の無利子預入残高」の引き下げ可能性について、日本銀行から問題提起を行った。

- ・日本銀行からの問題提起に対し、NY 連銀は当初、同連銀だけでは決められないとの回答であったが、その後、1999年11月に、NY 連銀から別添4のとおり「NY 連銀は、日本銀行・大蔵省に対し、それらが保有する当座預金勘定の『最低限の無利子預入残高』を現行水準に維持することは最早不要であると連絡することを米国財務省から授権された。日本銀行の当座預金勘定の『最低限の無利子預入残高』を300万ドルに、大蔵省の同残高を900万ドルに引き下げることを提案する」との連絡があり、これに応じる旨の指示を1999年12月に同連銀に伝え、引き下げが行われた。
- ・別添4の提案では、日本銀行分だけでなく大蔵省分の引き下げも提案されているが、日本銀行は代理人の立場で、大蔵省に連絡の上指示に従い対応した。
- ・引き下げ後の「最低限の無利子預入残高」の水準（約300万ドル）について、NY 連銀は、取引の規模などを勘案した上で、当座預金勘定等の管理運営にかかる同連銀の費用を負担する適当な水準として提案してきた。
- ・1999年11月の別添4の受領後、同年12月の日本銀行分の引き下げの決定に至る過程で、当時の日本銀行関係者は引き上げ時の経緯の調査を行ったが、経緯は不明であった。
- ・なお、「我部論文」<sup>(注3)</sup>で言及された「米連邦銀行への無利子預金」に関しては、1998年秋に大蔵省から照会を受け、行内で調査を行ったものの、論文に記載された内容の事実関係は不明であったので、その旨を大蔵省に回答した。

(注3) 朝日新聞社「論座」1998年10月号 我部政明 琉球大学教授「沖縄『買い戻し』の密約 『思いやり予算』のルーツを暴く」

以 上

(別添1)

日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に保有する当座預金勘定の残高の推移

(単位万ドル)

年末	残高
1960	26
1961	9
1962	14
1963	3
1964	24
1965	1
1966	4
1967	9
1968	3
1969	12
1970	6
1971 <sup>(注)</sup>	10,007
1972	4,039
1973	5,008
1974	5,188
1975	5,004
1976	5,004
1977	5,120
1978	5,001
1979	5,115
1980	5,110
1981	4,934
1982	5,088
1983	5,003
1984	5,194
1985	5,009
1986	5,002
1987	5,007
1988	5,003
1989	5,004
1990	5,009
1991	5,008
1992	4,991
1993	5,005
1994	5,003
1995	5,005
1996	5,007
1997	5,006
1998	5,007
1999	309

(注) 一時的な資金滞留によるもの。「最低限の無利子預入残高」は不変(別添2参照)。

(別添2)

日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に保有する当座預金勘定の  
「最低限の無利子預入残高」の推移

時期	「最低限の無利子預入残高」
1969年5月19日以降	約1万ドル
1972年8月1日	約501万ドル
同 9月4日	約1,001万ドル
同 10月2日	約1,501万ドル
同 11月6日	約2,501万ドル
同 12月4日	約4,001万ドル
1973年1月8日	約5,001万ドル
1980年7月5日	約5,000万ドル
1999年12月17日	約300万ドル



## 「本行保有外貨資産の運用基本要領」の制定等に関する件

2000年 3月28日  
日本銀行政策委員会

本委員会は、平成12年3月28日、日本銀行が保有する外貨資産の一層安全かつ効率的な運用を図るとともに、運用事務の透明性を向上させる観点から、「本行保有外貨資産の運用基本要領」等を制定し、4月3日から実施することを決定した。その骨子は次のとおりである。

1. 基本原則	(1) 運用対象資産について、高度の安全性および流動性を確保するとともに、その限りにおいて収益性にも配慮すること (2) 金融為替市場に攪乱的な影響を与えないように留意して取引を行うこと
2. 運用対象資産	(1) 主要国の国債を中心とした高い安全性と流動性を備える債券 (2) 主要国の中央銀行に対する預金等高い安全性を備える預金
3. ポートフォリオの構成	・ 次の2つのポートフォリオにより構成する (1) 国際金融支援その他の国際金融協力の実施等に備えるために運用する極めて流動性の高い資産（流動性ポートフォリオ） (2) 高い流動性を確保しつつ収益性にも配慮して運用する資産（投資性ポートフォリオ）
4. 流動性ポートフォリオの運用	・ 残存期間1年以内の債券および預金で運用する
5. 投資性ポートフォリオの運用	(1) 米ドル、ユーロおよび英ポンド建ての残存期間5年以内の債券および預金で運用する (2) 原則として同一通貨建ての資産に再投資しつつ、市場中立性を確保する観点から、各通貨建て資産の構成比率が、運用対象資産の市場時価総額を基に算出した通貨構成比率から一定限度以上乖離しないよう運用する (3) 各通貨建て資産毎に、その金利リスクが残存期間1年以上5年未満の国債市場全体の金利リスクから一定限度以上乖離しないよう運用（「インデックス運用」）する

受信済  
11.11.10  
国際局為替課  
外電課グループ

(別添4)

```

+<FIN>++++<RCV NO 482678>++++<99/11/10 06:41>+++<D601/000060>+
MT199 (FREE FORMAT MESSAGE )
FROM (FEDERAL RESERVE BANK OF NEW YORK )
      (NEW YORK )
OUTPUT TIME 06:40 MOR:991110 BOJPJPJTAXXX 4335 397532 PRI:N (NORMAL)
INPUT TIME 16:40 MIR:991109 FRNYUS33AXXX 6258 827444
MUR:CBIAS/06678
  
```

```

+++++
0 :<TRAN REF NUMBER   > CBIAS/06678
9 :<NARRATIVES        > ATTENTION: ██████████ ██████████, MANAGER
  
```

INTERNATIONAL DEPARTMENT

REGARDING LONGSTANDING INSTRUCTIONS FROM THE BANK OF JAPAN(BOJ) AND JAPAN'S MINISTRY OF FINANCE(MOF) TO THE FEDERAL RESERVE BANK OF NEW YORK, TO MAINTAIN A MINIMUM UNINVESTED CASH BALANCE OF USD 50 MILLION IN THE ACCOUNT OF THE BOJ AND USD 53.5 MILLION IN THE ACCOUNT OF THE MOF, WE HAVE BEEN AUTHORIZED BY THE US TREASURY DEPARTMENT TO INFORM YOU THAT IT IS NO LONGER NECESSARY TO MAINTAIN THESE MINIMUM BALANCES AT THEIR CURRENT LEVELS. ACCORDINGLY, WE PROPOSE THAT THE MINIMUM UNINVESTED BALANCES IN THE ACCOUNTS OF THE BOJ AND MOF BE REDUCED TO USD 3 MILLION AND 9 MILLION RESPECTIVELY. THESE NEW BALANCES ARE AT LEVELS CONSISTENT WITH THIS BANK'S POLICY THAT ACCOUNT HOLDERS MAINTAIN AN ADEQUATE UNINVESTED CASH BALANCE TO COVER THE COST OF MAINTAINING AND OPERATING THEIR ACCOUNTS WITH THE BANK.

IF THIS PROPOSAL IS ACCEPTABLE TO YOU, PLEASE PROVIDE US WITH NEW STANDING INSTRUCTIONS TO MAINTAIN THESE NEW MINIMUM UNINVESTED BALANCE LEVELS OF USD 3 MILLION AND 9 MILLION FOR THE ACCOUNT OF THE BOJ AND MOF, RESPECTIVELY.

IF YOU HAVE ANY QUESTIONS REGARDING THIS MATTER, PLEASE DO NOT HESITATE TO CONTACT ME.

BEST REGARDS

```

████████████████████
████████████████████
████████████████████
AC:<AUTHENTICATION-2  > ██████████
HK:<CHECKSUM          > ██████████
AC:<AUTH SUCCESSFUL   > ██████████
  
```

-----